

平成30年塩尻市議会12月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成30年12月17日（月） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 2号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について

議案第 5号 市道路線の認定について

議案第 6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第 9号 平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成30年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

請願12月第2号 高ボッチ高原の施設改善に要望をする請願

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中野 重則 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	永井 泰仁 君	委員	篠原 敏宏 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○請願者

請願説明員	自然保護ボランティア	代表世話人	土川 正美 君
		事務局長	守屋 喜久男 君

○議会事務局職員

議会事務局長	竹村 伸一 君	議会事務局次長	横山 文明 君
庶務係主事	二木 義文 君		

午前 9時58分 開会

○**委員長** おはようございます。定刻より若干早いですが、全員出席ですので、ただいまから12月定例会産業建設委員会を開会いたします。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員ともに全てマイクを使用させていただきますようお願いします。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しいところ、委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げてございます条例ほか、よろしく御審査をお願いを申し上げます。なお、私、大変申しわけございませんが、来春のJR東日本の中央東線のダイヤ改正が予定されてございます。その件に関しまして、県の企画局から協議したい旨の急遽申し出がございましたので、10時半に若干中座をさせていただきます。なお、この件につきましては、本日、委員会の協議会をお願いをしております。改めましてその席で御報告を申し上げたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について、副委員長から説明いたします。

○**副委員長** 皆さん、おはようございます。それでは、本日の日程を申し上げます。これから直ちに審査に入りまして、午前中、議案審査及び請願審査を行います。その後、先ほど米窪副市長から話がありましたように、協議会を開催いたします。昼食を挟んで、午後1時30分から宗賀小学校東側学友林の信州塩尻カラマツモデル事業についての視察を行います。出発時刻は午後1時を予定しておりますので、庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。市役所へ戻るのは午後3時30分ごろの予定をしております。以上であります。よろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

議案第2号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第2号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**建設住宅課長** それでは、議案第2号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料の4ページをごらんください。

提案理由でございますが、建築基準法の一部が平成30年9月に改正されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

概要につきましては、都市計画区域等における建築物の接道規制の特例認定に係る一部が新たに市において行うことになったことに伴い、審査にかかる手数料を定めるものです。これは都市計画区域等における建築物の敷

地は、国道、県道、市道、あるいは開発道路など建築基準法に規定された道路に2メートル以上接しなければならぬと規定されておりますが、市道に認定されていないような、例えば農道などを接道要件として建築行為をしようとする場合、これまでは県の建築審査会の同意を得て、県の許可を受けないと建築することができませんでした。これが手続を合理化する目的から、今回の法改正により、幅員4メートル以上の農道など一定の基準に適合する道に接する延べ床面積が200平米以内の一戸建ての住宅については、許可ではなく特例認定を受ければ建築行為ができることになり、この認定事務に関して塩尻市において市で行うことになったものです。

条例の新旧対照表5ページをごらんください。左の改正案のとおり、手数料徴収条例の別表第2の4項以降を1項ずつ繰り下げ、4の項に記載のとおり認定にかかわる審査手数料1件2万8,000円を加えるものです。なお、手数料の金額2万8,000円につきましては、長野県手数料徴収条例に倣い、県と同額としたものです。

条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものです。説明につきましては以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○柴田博委員 この規定は、建物そのものの審査ではなくて、その土地で道路の関係等で建物を建てていいかどうかという審査だけということですか。

○建設住宅課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかによろしいですか。

○永井泰仁委員 これまでの実績というか、申請件数から行くと大体年間どのくらい、年度によっても違うでしょうけれども、おおむねどのくらいの申請者が出ると考えますか。

○建設住宅課長 実際は塩尻市においては、多分、ほとんどないと思います。というのは、農道等を接道にしなければいけない都市型区域を除いては、ほとんど市道等が整地されておりますので、農道にする必要がないということと、塩尻市においては市街化調整区域がございまして、建築をする前に都市計画本手続において接道しなければいけないという手続がありますので、ほとんど調整区域についてはないと。あと、都市計画区域外については、今度は接道要件自体が外れてしまいますので、この認定が必要ないということになりますので、塩尻においては、ほとんどないというふうに思っております。以上です。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○**委員長** 第3号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは、議案第3号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の関係ページと、議案関係資料の6ページをごらんください。

1、提案理由でございますが、塩尻インキュベーションプラザの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要は、オフィスの利用期間の延長の許可を得た場合における、当該オフィスの利用料を当初利用料の2倍に引き上げるものでございます。条例の新旧対照表につきましては、後ほど説明をいたします。

4、条例の施行等は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

それでは、7ページ、新旧対照表をごらんください。右側、現行の利用料につきましては、最初の3年間については、1平方メートル当たり、一月1,130円となっており、利用期間を延長する場合は、この1,130円に200円を加えた額となっております。左側、改正案でございますけれども、今回の改正によりまして、利用期間を延長する場合の1平方メートル当たりの一月の単価については、1,130円の2倍であります2,260円を利用料とするものでございます。このたびの改正に至りました経過でございますが、オフィスの利用期間については、現行3年以内とし、指定管理者が特に必要と認める場合には利用期間を延長することができることと条例で規定しております。最初の3年間はインキュベーション施設という性質上、市内の賃貸事務所の相場より低い水準となっております。これに200円上乗せをしても低い水準のままでございます。そこで、3年後のオフィスの利用料は、市内の他のオフィスの利用料金と同水準に設定をしまして、市内において企業等が求める要件に見合うオフィスが見つかり次第、市内にオフィスを開設いただくよう、利用料の見直しを行うものでございます。12月1日現在でございますが、入居室13室のうち、10の企業が入居しております。平成19年1月にこの施設を開設以来、創業が間もない企業や新規事業展開するIT関係の企業など35の企業の皆さんが入居してまいりました。この間、ほぼ満室状態で今日に至っている状況でございます。入居要件には、原則として入居期間満了後に塩尻市を拠点として引き続き事業を行うことと定めておりまして、8企業がオフィス入居期間満了後に塩尻市内に事務所を移転し現在事業を展開しております。なお、今回の条例改正によりまして、現在入居している企業のうち、6つの企業が平成31年度中に新料金が適用になる見込みとなっております。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**篠原敏宏委員** この条例の施行によって、市内へ今入っている企業さんが早く転出するというか、促進されると、そういう効果があるという捉え方をしておりますか。

○**産業政策課長** そのとおりでございます。市内、SIPに入っている企業が自立していくことを促す、そのような措置になっております。

○**柴田博委員** 指定管理者が延長を認める場合というのは、どういう場合に認められているのかということと、あと、これまで入った35ですか、そのうち延長した企業っていうのが、どれぐらいあるのかかわったら教えてください。

○**産業政策課長** まず、1点目の入居ですけれども、3年を経過しますと、毎年1年ごとに当初の申請と同じよ

うな事業の計画書であったり、どんなことを行うか、そういったことを提出いただいて、審査をしております。入居した35の企業のうち、今まで出た企業が何社かということ。

○柴田博委員 いいえ、延長された企業。

○産業政策課長 延長された企業は、現在は4つの企業が3年超の入居になっております。過去、それぞれ35社の資料は持っているのですが、どの企業が延長して出ていったかと、そこまで資料を持っていませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。

○柴田博委員 初めのほうの、延長の理由については、3年たてば、毎年、計画書等を出していただくということですけど、それを見て、まだそこに入居していかどうかというのは、どういう判断をしているのかっていう質問だったんですけども。

○産業政策課長 その判断につきましては、外部の方も入った審査会を経まして、その事業の適性を見ていますし、あと、なかなか市内にオフィスがない、そういう現実的な状況もございまして、ほかに適当な箇所がなく、もう少しいさせてくれとか、そういった事業者からの要望をお聞きしながら審査のほうをしております。

○柴田博委員 はい、いいです。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第4号 塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について

○委員長 第4号塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 議案第4号塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。議案書の関係ページ、及び議案関係資料の8ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますけれども、塩尻市地場産業振興センターの指定管理者を指定とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2、概要でございます。塩尻市地場産業振興センターの指定管理者に次の者を指定するものでございます。(1) 施設の名称、塩尻市地場産業振興センター。(2) 施設の所在地、塩尻市大字木曾平沢2272番地7。(3) 指定の相手方、住所は所在地同様でございます、一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター理事長小口利幸。(4) 指定の期間でございますけれども、平成31年4月1日から平成36年、西暦で申し上げますと2024年になります3月31日までの5年間でございます。

経緯を申し上げますと、本年9月定例会におきまして、塩尻市地場産業振興センターを公の施設とする条例をお認めいただきました。指定管理者の公募につきましては、施設の設置目的、提供するサービスの専門性、特殊性から、特定の団体が保有する専門的なノウハウによる管理運営が必要と認められることから、非公募としまして一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターを候補者といいたしました。11月7日に指定管理者選定審査会を開催し、プレゼンテーション、質疑、審査を経て、候補者として選定をしております。選定の理由は、2点ございます。1点目は、安定的な運営を見込むことができる点。2点目は、販路拡大に向けた取り組みが進められており、今後に期待できる点でございます。

ここで、この審査会の協議の概要を説明いたします。資料を配付してよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

〔資料配付中〕

○産業政策課長 お手元に配付しました資料は、塩尻市公の施設指定管理者選定審査会の協議の概要でございます。白丸が委員からの質問、黒丸が申請者、事務局からの回答になっておりまして、こちら事務局であります企画課のほうで取りまとめたものでございます。

中ほど、質疑のところを説明申し上げます。白丸、収支予算書のうち平成31年度より平成33年度の物販仕入れがふえているブランド品の販促、回遊性の改善がわかるが、若干心配である。この質問の一番最後に行きまして、具体的な戦略、起爆剤のようなものをきかせてほしい。これに対しまして、地場産センターのほうから、回遊性の問題は、平成33年度に改修予定がなされているならかわ市場は指定管理を受けており、くらしの工芸館に統合するので、回遊性は一本化されると考えている。おめくりいただきまして2ページ、まいります。上から4行目になりますけれども、漆器を中心とした需要開拓をしていくために、新しいブランドを立ち上げているところ。cocoro concept を2年かけて商品化してきた。もともと木曾漆器にアクセサリがなく、女性目線のものではなかった。こちらの回答の下から4行目になりますけれども、商品の構成もしっかり考えていきたい。マーケットインの商品開発をしていきたい。近隣や業界を中心とした拠点として動いていきたい。チャレンジもしていきたい。このような回答がございました。

続きまして、2ページの一番下から2行目。委員から、利益はふやせる根拠はあるのか、このような質問に対しまして、工芸館、売り上げ6,800万円余りと見込んでいます。来客数が減っているのは現実だが、3ページにまいります、平成27年度の売り上げの規模を見込んでいます。近隣と協力体制を強化していきたい。商品はあらゆる可能性をトライしていきたい。

このような回答がありまして、次の白丸でございますけれども、場所が場所なので、店売りは6,700万円から7,000万円だと思ふ。それを1割2割大幅アップするのは難しい。地域的な問題、観光客も前半が勝負である。インターネットもそうだが外販のウエイトをしっかりと考えてほしい。このような質問がございまして、黒丸の2行目でございますけれども、外販やインターネットはマンパワー不足やシステム的な障害があったが、現在検討し、改善をしている。コストもかかるが投資していきたい。成田の免税店にブースを借りているので、少しずつ売り上げを伸ばしていきたい。また、質問の最後になりますけれども、県とのネットワークを活用しながら、外販に力を入れていきたいと、そのような回答がありました。

委員から、cocoro concept は地場産センターに置いても売れない。昭和女子大に持っていき、開発した人に

協力してもらい学園祭などで売ってもらったらどうかとの質問に対しまして、今週末、大学でワークショップをやりながら、学園祭でPRをすると。末尾になりますけれども、大学にホームページやソーシャルネットワークサービスで情報発信もお願いをしていると、そのような回答がありました。

続いて、3ページ、一番下の質問でございますが、白丸、全てが前年度を大きく割り込んでいる。4ページにまいります。数字が急激に落ち込んでいるのが残念。原因を聞きたい。このような質問に対しまして、黒丸の上から4行目になりますけれども、木曽観光連盟と情報交換をしていますけれども、木曽路全体の来場客数は減っていると。また、バスの旅客法の法律の改正の影響も起きている。この回答の下から3行目でございますけれども、近隣の観光施設等へのPR、関係団体との連携で立ち寄りをふやしていくことが大事だと思っている。このような回答がありました。

また、委員から次の白丸、よく物産展で出店されるが、どんな商品をPRしているのか。このような質問に対しまして、地場産センターが出店する場合は、ワインが中心になっている。一番下の行でございますが、イベントの趣旨を踏まえて、変えているのが現実である。

続いて、委員から、今後は特色あるものを扱うことを検討されたい。このような質問に対しまして、センターから、加工事業者や生産者のマッチングをしていく、六次産業化を目指していきたいと、このような協議の結果でございます。

続きまして、5ページごらんください。こちらが審査会に提出されました指定管理に伴う収支の予算書でございます。来年度、平成31年でございますけれども、収入、支出とも、約1億500万円の予算となっております。指定管理業務に係る主な経費としましては、木曾くらしの工芸館での販売仕入が5,300万円。人件費、こちらは支出の上から2番目の給料手当、臨時雇賃金、退職給付、福利厚生費の合計でございますけれども、2,700万円。また、中ほどになりますけれども、施設等の燃料費、また光熱水費が約630万円。その下になります。レジ等の賃借料が350万円、また、下から5番目になります。委託費は、電気設備点検、警備委託等、約400万円など1億500万円の経費がかかると見込んでおります。これらの経費のうち、地場産センターの施設の維持管理に係る人件費640万円、燃料光熱費510万円、賃借料150万円、委託費200万円等の経費の合計1,500万円を1年当たりの指定管理料として算出をしたところでございます。なお、5年間の指定管理料につきましては、今後実施を予定しておる地場産センターの大規模改修による効果を勘案し、市と指定管理者が協議をした上で、施設の維持管理に係る経費1,500万円を上限としまして、適切な額を年度協定期時に定めてまいります。

このような経過を踏まえまして、本議会で議決を求めるものでございます。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けましたので、委員より御質問、御意見ございますか。

今、追加の資料は細かい部分がありますので、もし補足の説明等があれば、質問をしていただければと思います。

では、私から。確認になりますが、これ1,500万円上限ということなんです。これは、この指定管理期間中はそういう枠をはめてやると。そういうことで理解してよろしいんでしょうか。

○産業政策課長 1,500万円を上限としまして、債務負担行為は5年間1,500万円ということで計上を

させていただきます。しかしながら、こちらの5ページの収支予算書、収入の中ほどに、指定管理料収入がございますけれども、平成31年度、平成32年度は1,500万円、平成33年度、平成34年度は1,000万円、平成35年度は700万円という形で収入のほうは見込んでおります。これは、センターの運営をしっかりと、ちゃんと利益を上げるところは上げる、経費を落とすところは落とす、そういったような運営をしながら指定管理料の負担は1,500万円を上限といたしますけれども、徐々に減らしていきたい、そういう収支の予算を編成しております。以上です。

○委員長 ぜひ、そうなるように。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○丸山寿子委員 販売の関係のこの意見等が、この審査会のほうでも出ていますが、建物が幾つにもわたっていて、またそれが人件費にも関係してきてしまっているというようなお話を伺ったときにお聞きをしています。全体の建物の使い方ですか、コスト削減といったような意味での、例えば説明だとか、申し出だとか、提案だとか、そういったことはなかったのか、その辺について教えてください。

○産業政策課長 審査会の中では、ならかわ市場と、今、地場産センターが別々になっていて、そこで、人件費的な面で言いますと、レジを2カ所置いているものですから必ずどちらかの施設には人が常駐をしていないといけない。ここが一緒になってレジが1本化できれば、人件費的なコストの削減はできるのではないかと、そのような協議はございました。

○丸山寿子委員 その点もそうなのですが、市場のほうでなくても、幾つかのものがどんどん次々とできてきているので、その点でもやはり人件費に関係があるということを以前お聞きしたんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○産業政策課長) おっしゃるとおり、センターの建物、店舗の部分はしっかり、企画展の会場でも、今、家具の展示等をやっております、そういったセンター全体を使っているいろいろやったときに、人をやっぱり配置すると、それに見合う売り上げが確保できるのかというところは、非常に施設の利用をしていく中で大きな課題として認識しております。その審査会の中では、そこまでの意見はなかったんですけど、私どもが昨年来、経営計画や改修計画を策定する中で、施設の有効利用、一番適切な利用というところが進んでいないのではないかと、そういう認識を持っておりますので、そういうところは課題と捉えまして改善をしてみたいと考えております。

○丸山寿子委員 いろんな意見が出て、デザインをした女子大のほうにという御意見も出たようですけれども、市内でも知らない人が余りに多すぎるので、塩尻市内のほうにも、もっとPRをしたり販路拡大ができるような工夫をしていくべきだと思うんですけど、そういったような提案というのは出なかったのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○産業政策課長 審査会の中で、そのようなところまで踏み込んだお話はなかったんですが、市内でも、こういう婦人服を扱っているお店だったり、アクセサリを扱っているお店ありますので、いわゆる漆器屋という業態ではなく違う業態の皆さんにも、ここは働きかけをしまして、いわゆるセレクトショップ、そういうふうなお店で扱っていただけるような営業はしかけてまいりたいと考えております。

○柴田博委員 平成33年度にならかわ市場を工芸館のほうに移すということのようなんですけれども、当然、その

ならかわ市場がどれぐらいの面積を占めるかわからないけど、今ある店舗の品物を並べているところが小さくなるわけですね。そういうこともちゃんと考慮した上で、ならかわ市場のほうの売り上げも入れると、平成33年度からの数字になるという、そういうことですね。その場合に、既存のほうの売り上げを伸ばしたいということですけど、その辺の伸びる部分と、品物は置くものが少なくなる部分とで相殺する部分もあると思うんですけど、その辺は審査会の中では意見とか出なかったんですか。

○産業政策課長 審査会の中では、そこまで踏み込んだ意見は出なかったんですけども、改修計画をしている中で売り場面積自体は減少になっていきますが、今、実際、木曾くらしの工芸館の店舗を見ますと、売れないものを置いていると、そういう状況もありますので、やはり売り場のレイアウトと言いますか、売れるものをきちんと売っていく、そういう店舗にしまして、売り上げはしっかりと確保していきたいと考えております。

○篠原敏宏委員 今回の質問にも関連しますが、ならかわ市場が平成33年から改装して、これは中に入って、レジも1本化してということで、コストも削減できて利益が生じてくると。今、現在の市場のほうだけの収支、これは、この前からの話で、これ自体はそんなに悪くないっていうふうに捉えて今までいましたけど、700万円が新たにここで生まれる仕組みになると、これは誘客、回遊効果が出るので今回やるということなんですけど、収益からすると、売り場面積が減るので、どうしても、ならかわ市場が今閉じてしまうっていうのについてはひっかかるのですが、そこら辺の検討はいかがでしょうか。

○産業政策課長 売り場面積は減ってしまいますけれども、今、商業界でいわれます坪月商、坪当たりの単価を上げていくというような形で解決をしていきたいとは考えております。ならかわ市場ですが、面積は減ってしまいますけれども、野菜の売り方、例えば、店舗外、外の軒下とか、ああいうところに本当は野菜を売っていて、そういうのがアイキャッチになってお客様を呼ぶと、そういうのが道の駅の今の形態ですので、面積減りますけれども、面積外のところも活用しながら、店舗運営はしてまいりたいというように考えております。

○篠原敏宏委員 こういう方針でありますので、これがうまく行くようになっていう話だと思いますが、一点、道の駅機能としてのトイレのほうの改修っていうのは、ここには多分入ってないし、今、未定ってことだと思うんですが、今のところ、方針、検討の状況はいかがですか。

○産業政策課長 道の駅のトイレにつきまして、今、国土交通省のほうで道の駅のトイレのあり方そのものを検討している段階でございます。障がい者のトイレをきちんと整備して、屋根つきの駐車場を確保しろとか、あと、授乳室、そういったものを道の駅の要件としてほしいと、そういったような意見も聞こえてまいりますので、そういった道の駅の機能はきちんと保全をしながら進めていきたいと思っております。

○篠原敏宏委員 それは、今後絵を描いて、例えば平面的には場所はどこにするとか、今のものを拡大するとか、基本的には今のところどんな方向ですか。

○産業政策課長 今、平成33年度大規模改修を見越しまして、その前年、平成32年度に改修の基本設計をしてまいりたいと思います。来年1年間、いろんな目で施設のあり方を見る機会がありますので、そこで本当にどういうものが適材適所に配置されていて、道の駅木曾ならかわがいい機能を発揮できるか、そういうところを見越して基本設計に向けていきたいと、そのように思っております。

○篠原敏宏委員 わかりました。あと、これは意見にもなるんですが、中庭の活用が今までも十分にされてなくて、面積的にも、あるいはスペースが本来の活用の仕方がされてないんじゃないかなと、これは関係したものと

しても、じくじたる思いがあって見ていましたが、ここを、ぜひマーケットとして、フリーマーケットやそういうものも含めて、活用できるスペースだというふうに思っていますので、ぜひ、そのあたりを今後の絵にしっかり描いて、収益が上がっていく、そういう場所になると、そんな絵を描いていただきたいと、これは要望にさせていただきます。

○委員長 ほかに。

○丸山寿子委員 ならかわ市場と合体することで入りやすさだとか、さっきからおっしゃっているような、そこに目がついて利用してくださるって方もいるとは思いますが、逆に、また一点心配なのは、漆器の中にもいろいろ高級なものもあったりしているわけです。そういったところの雰囲気は十分に、両方がうまくマッチするような仕組みってことを考えられているのかどうか。また、2階のほうに、隣の建物ですか、制作の工程があって、あれを目にする人もめったにいないんですが、あれは見る人たちは、県外から来た方も大変その工程に感動したりするわけですが、そういうプロセスがやはりわからないとよさがわからないと思うんですが、そういったことも十分考えていくのか、また、それを私たちのほうにも説明をしていただくって機会ってのがどうなのか、その2点についてお願いします。

○産業政策課長 委員おっしゃるとおり、やっぱり野菜というものと漆器というものが一緒に並ぶというところのマイナス効果も当然あるかと思いますが、そこは逆に、野菜を使いながら漆器への盛りつけを見せたりとか、そういうところできちんと見せていきたいと思います。特に、高級な漆器、お話ありましたけれども、高級な漆器はやっぱり高級な漆器として、道の駅、地場産センターの人が立ち寄りを買うようなものではないので、2階のギャラリーを使うとか、そういった別のフロアで高級なものは展示をしていきたいと考えております。また、企画、展示室の2階に漆器をつくる工程展示をしておりますけれども、確におっしゃるとおり、ああいっただもの一番知ってほしい部分でもありますので、そういうところはきちんとPRできるように改修に向けて話をしていきたいと思っております。また改修における経過でございますけれども、今後、どのように進めていくかというのは、議会の皆様と、情報共有、また意見交換をしながら、そこはきちんと説明をして進めていきたいと考えております。

○委員長 いいですか。ほかに。

○篠原敏宏委員 今までずっとあそこまでお客さんを運んでいく、誘導していく、その仕掛けが現在足りてないような気がして、小さい看板を、立ててるのはありましたけれども、道の駅がこの先何キロ先にあるよ、そこでは何があつてっていう情報を、例えば高速から、あるいは中津川から、これをしっかり見せていく、そういう沿線の誘客の工夫をぜひ、これは今までもやりたくてできなかった部分がありますので、ぜひこれも一緒に考えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○永井泰仁委員 この平成32年、平成33年から、ならかわ市場が平成33年からこうあるということですが、これ中身を見ると、例えば通信運搬費の支出なんてのがずっと同じ131万5,000円できてるんだけど、ある程度、市場の関係が、物産仕入れが約4,000万円ふえてくると、それに付随して、いろんなものの支出が若干ふえてこなきゃいけないけれども、ただ、表の数字の合わしていくようなのがずっと続いているんだけど、その辺の考え方はどうですか。

○産業政策課長 ならかわ市場が一緒になることによりましてふえていくところは、一番給料手当に反映をされております。その他事務的なところでございますけれども、細かい積算をしまして、ほぼ共通的にかかってくる経費もございますが、そういったところは5年間同じ数値が入ってくるような予算立てになっております。

○永井泰仁委員 5年スパンでの考え方で示されているんだね。例えば、広報費の支出にしても、ある程度いろんな形でPRをするとか、これも同額が5年間ずっと67万6,000円とか計上されているんですが、これはある程度、平成33年からはふやしていくとか、何らかの数字もそれだけ収入がふえるっていうことは、支出の分でもPRする分がふえてくると思うんで、一応のこれは目安の数字ということではよく理解できますが、また細部については、コンサルで最初の子に出した、これにこだわることなく、ある程度実際の現状を踏まえて、これが確定した数字ということじゃなくて、実際の経営をやっていきながら、やっぱり見直すところはしっかりとまた見直してやってほしいというふうに思います。

○産業政策課長 御指摘のとおり、しっかりと見直すところは見直していきますし、四半期ごとに捉えて、どういう目標に対して、どれだけ達成できた達成できないということを、今、モニタリングをしながら、地場産センターのほうは運営をしておりますので、それを反映させながら、5年後を見越していきたいと考えております。

○委員長 ほかにございますか。

では、私から繰り返しの質問ですけど、要はお客さんがもうちょっと来れば、一人単価が一定であれば、売り上げは伸びると思うんですね。バスの距離、軽井沢の事故以降、ちょうど関東方面からは一人の運転手さんで往復できないってことだったんですが、中京方面のほうの営業活動とかはどうやってやっているのかとか、もうちょっと踏み込んだ具体策がないと、ここの審査会の皆さんも、問題点は銀行の支店長さんとか入っているから指摘したんだけど、それに対して具体的にこういう形で売り上げを伸ばしていくっていう部分をもう少し踏み込んで話をしておいていただかないといけないのかなと思うんですが。余り課長ばかりじゃなかったので部長でも結構なんですが。ちょっといわゆる具体性だと思うんですよ、売り上げを伸ばすっていうのは。こういう形でやっていきますっていうのはもう多分皆さん聞いているので。ちょっとその辺、議会に対しても説明をして、結果1,500万円から700万円に減らすわけですよ、指定管理料、いずれ。そこ具体性がないと、やっぱこれ数字の裏づけをちょっと含めて。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 委員長御指摘のとおり、具体的な対応について一番皆さんも気になるころではあるかと思いますが、基本的にはこれ、改修によって収入を上げる、それと経費を削減するというのが主な柱になっております。また、それに向けまして、今も始まっておりますけれども、課長申し上げたとおり、四半期ごとのモニタリング、これによって小さな試行錯誤を続けながら収益を伸ばしていく、経費を削減していくということをやっております。これまでは市の建物じゃなかった、法人の建物だったということで、経費的に減価償却をする必要があったために、見かけ上の決算状況が悪いというものが大きな課題でございましたので、それをまず9月でクリアさせていただいたということでございます。それをもちまして、今後一層地場産センター、市あるいは金融機関を含めまして、しっかりと経営のほうを見つめ直してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長 これ以上突っ込んであれなので、また議会報告を丁寧にして、そこで話してもらえばいいかなと思います。

○柴田博委員 今の部長の答弁とも関係あるんですけど、土地建物の無償譲渡を受けて、あとセンターのほうに資産として残るものっていうのは何かあるわけですか。

○産業政策課長 資産としては、一部備品が残ります。厨房の設備等々の備品が残ります、それはもう減価償却し終わっているものがほとんどでございますけれども、そういうものはございます。

○柴田博委員 そういうものも含めて全部譲り受けるわけではないんだ。

○産業政策課長 センターと協議しまして、例えばパソコンとかもそうなんですけれども、センターが所有していたものが、いいものはセンターの所有ということで残してございます。一品一品台帳を見ながら、これは譲渡、これはセンターへ残すと、そういったものをちょっと振り分けまして、作業のほうは進めてきております。

○柴田博委員 どんな物を残したのか、ちょっと参考までに。

○産業政策課長 ちょっと今、手持ちで資料を持っていませんが、これも後ほど先ほどのとあわせて答弁いたします。

○委員長 ほかにございますか。

では、細かいところで1点だけ。追加の資料の3ページの成田空港の免税店にブースを借りているので少しずつ売り上げを伸ばしていきたいって、真ん中の中黒の部分にある、これどのぐらいの面積、どのぐらいの期間で借りた、要は具体的に外販をふやせっていう委員の指摘に対してわざわざこれを出しているってことは、これいわゆる指摘に対してそれを上回る理由の説明になっているか、それなりにきちんとした企画で広さと売上目標まで持っているのかなと思ったんですけど。

○産業政策課長 ちょっと詳しい状況を把握できておりませんが、永続的にこのところはインバウンド向けもありますし、ちょっと借りていきたいということで話をしているということは伺っています。広さもちょっと多分、一画みたいな、そういうイメージにはなっていると思います。

○委員長 賃借料とかその辺は、それなりに免税店安くないので、その辺もまた後で報告をお願いします。

○産業政策課長 承知いたしました。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですかね。

それでは、質疑を終結して自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 市道路線の認定について

○委員長 議案第5号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の9ページをお開きください。市道路線の認定について、提案理由ですが、

市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、2路線を認定するものでございます。1つ目として、土地区画整理事業に伴うものでございます。認定する路線でございますが、路線番号2337、路線名、野村桔梗ヶ原線でございます。今回認定をさせていただく場所でございますが、次のページ10ページ、別図1をごらんいただきたいと思います。現在、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業として計画が進められている事業地内が主な部分になっております。ちょうど路線番号という表示が記載されている部分から北に向け、角前工業団地までの延長約500メートルでございます。幅員でございますが14メートル、詳細は両側に3.5メートルの歩道と車道部7メートルでございます。次年度より有利な交付金事業を取り入れ、区画整理事業の推進を行うため、認定をさせていただくものでございます。

次に、2つ目でございますが、開発行為に伴うものでございます。路線番号3571、路線名、大門原22号線でございます。場所につきましては11ページ、別図2をごらんいただきたいと思います。こちらは大門児童館東側になります。延長は約27メートル、幅員は4.3メートルから5.0メートルでございます。開発区域内の状況でございますが、道路部分ですが、道路片側北側に自由勾配側溝、雨水処理としまして1カ所の浸透ますが設置されてございます。区画数は4区画となっており、今現在、全ての区画で住宅が建築中でございます。以上が今回、市道認定をする路線でございます。

参考といたしまして、今回提案させていただくことによりまして、市道路線数は2路線増の2,519路線、総延長距離は527メートル増の89万4,652メートルになります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○柴田博委員 2337のほうですけど、終点側は既設の道路に接するからわかるんですけど、始点側のほうは、区画整理が終わった後はどういう位置になる部分なんですか。

○建設課長 始点側の位置につきましては、ちょうど区画整理の境です。区域の中と外の関係の道路が起点となっております。

○柴田博委員 あと、今既設の道路のところちょうど接していますけども、この道路ではないわけですよね。新しい道路がまだできるわけですよね。

○建設課長 都市計画道路、東通線の今回一部という形になっております。今後またどういった事業でこの先を、南側、進めていくかによりますけれど、今回そちらの先線につきましては計画はあるんですけど、まだ事業までの道筋がないものですから、今回事業のエリアの中ということで、認定をさせていただくというものでございます。

○柴田博委員 この路線のほかにも、その区画整理の中には市道ができると思うんですけども、そういうところについては、できてから市道認定するわけですか。

○建設課長 もう一つ、この中におきましては、都市計画道路、高原通線というものがございます。そちらについては、今後の事業の推進の中でまた認定等をさせていただくものでございますが、あわせて区画道路につきましては、区画整理事業進捗の中で初めて出てくるものでございますので、そちらとあわせて市道認定させていただきたいと思います。

ちょっと若干説明不足の点がございましたが、今回、終点側でございます。終点側がちょうど段丘となってい

る部分、区画整理事業から外れる部分でございますが、そちらについて当面事業を進めていく、有利な補助金を使う関係で進めるということで、今回区画整理事業とあわせての認定ということをさせていただいているものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 この500メートルの間は、用地取得とか交渉とかっていうのは、今どんな状況にあるんですか。

○建設課長 そちら辺の詳細につきましては、都市計画課の担当の係長のほうより説明させていただきますので、お願いしたいと思います。

○整備係長 都市計画課整備係長をやっております柏原と申します。よろしくお願いたします。区画整理地内の道路用地につきましては、こちらは現在、区画整理準備組合という中で、組合方式ということで今後事業を進めていく中で、換地処分という内容で進めていく予定でございます。それから、段丘部分の黄色い部分につきましては、こちらは区画整理事業地内から外れますので、こちら野村区のほうの用地になりますが、そちらのほうと今後交渉して用地の確保に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○篠原敏宏委員 道路はこれから設計して、そしてできていくっていう理解をしますが、用地の所有者の皆さんは、この事業、これはもうすでに準備組合に全員加入されて、そして承知をされて、現在も耕作をしているという理解でよろしいですか。

○整備係長 こちらのほうにつきましては、現在関係する地権者の皆さんに対しては事業の説明を行っており、約90%の仮の同意を得ているところでございます。

○篠原敏宏委員 90%の段階で指定をかけてしまって、どうしても承諾できないって方が例えば将来出てきたり、現在、頑としてっていう場合があったときには事業の進捗に支障を来すのではないかなって思いますが、そのあたりはどんなふうになるんですか。

○整備係長 現在のところ、地権者さんにおかれましては、もう少し丁寧な説明を加えながら、事業に対して強く反対されているという方は、現在おりませんので、もう少し丁寧な説明と少し時間を要するのかなという状況でございますので、事業が成り立たないという状況では現在のところはないと考えてございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。そこはぜひうまくやって進めていただきたいということで、その先線、2337の起点の手前ですけど、これは今この手前で少し見えているクランクになる手前のそこにすりつくっていう、これは想定でしょうか。今言える範囲で結構です。

○整備係長 篠原委員がおっしゃったとおり、クランクの市道へ行き着くその既設の道路に接続する予定で現在考えてございます。一部道路がない部分を、クランクまでの区間ございますが、そこまでは接続して、既存の道路を生かしながら整備していく予定で考えてございます。

○委員長 ほかによろしいですかね。

それでは、質疑を終結して自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中、歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を議題といたします。それでは、説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、歳出の33、34ページをお願いいたします。33ページ以降の歳出全体を通して、人件費につきましては多くの科目で補正をしております。この人件費につきまして、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから一括して御説明申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則、省略をさせていただきます。人件費につきまして、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、昨年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費、嘱託員報酬の補正をお願いするものであります。私からは以上です。

○農政課長 続いて、同じページの6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の上から2つ目の白丸、農作物自給率向上事業につきましては、荒廃農地等利活用促進交付金として12万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらの国交付金の対象事業の概要でございますが、片丘地区北熊井区内に現在ワイナリーを建設中の認定農業者、株式会社レゾンがワイン用ブドウ栽培のために同地区内に借り上げた農地約1ヘクタールのうち、荒廃農地約20アールで重機を借り上げて再生利用を図る取り組みでございまして、総事業費は25万1,000円余、交付率は重機リース代等の2分の1以内となっております。私からは以上でございます。

○農村整備担当課長 それでは、引き続き一番下の白丸になります土地改良事業の設計委託料100万円の減でございます。土地改良事業の水路改修等の補助事業は、農業基盤整備促進事業と水利施設整備事業により改修工事を行ってまいりましたが、今年度内示が悪く、県と相談し、農業水路等長寿命化防災減災事業に振りかえ、事業の組みかえによって補助金を確保したために、水利施設整備事業で予定していました北小野の水路改修工事の事業計画書作成が不要となったために、その分を減額するものであります。工事費のほうも事業の組みかえは行いましたけれども、金額の変更はございません。

続きまして35、36ページ、お願いいたします。36ページの上の白丸、ため池耐震化事業550万円の増額になります。設計委託料、ため池ハザードマップの作成で330万円の増額、西日本豪雨災害の影響を受け、直下に人家があるため池のハザードマップの作成の依頼が県よりありまして、県と相談する中、市内5カ所のため池のハザードマップの作成を行うものでございます。今予定しているのが、北小野の諏訪洞と勝弦、南熊井の竜神、下小曾部の原口、南内田の鷹ノ巣下の5カ所を予定してございます。また、県営ため池耐震化事業負担金220万円の増額でございます。県営で行っておりますみどり湖耐震化工事の本体工事が本年完成となり、あ

と周辺道路の舗装復旧等の附帯工事を残すのみとなっております。今年度、その本体工事が増額となったため、県営事業負担金が増額となったものでございます。工事費2,000万円増額のため、11%の負担金220万円を増額するものでございます。

続きまして、その下の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業1,650万円の減でございます。ことし工事の予定でありました遠山中継機場のポンプ更新工事が事業採択にはなりませんでしたけれども、工事自体は1年先送りということになったため、それに連動します設計委託料270万円と工事請負費1,360万円、事務負担金20万円をそれぞれ減額するものでございます。私からは以上です。

○**森林課長（副事業部長）** それでは同じページ、2項林業費1目林業総務費13節の委託料であります。説明欄の森林づくり推進支援金委託料500万円の増額であります。松くい虫対策の松枯損木処理委託の増であります。概要を申し上げますと、本年度の被害状況でございます。11月末で139カ所、これは前年同期の約2倍となっております。処理委託費の比較では、前年同期の約1.3倍でありますので、本年度の決算見込み額を2,150万円と推計をいたしまして、既決予算額1,650万円に500万円を増額するものであります。

その下の3目造林費19節負担金補助及び交付金の森林整備補助金523万2,000円の増額であります。これは、森林組合等の森林整備に対しまして、国県補助へのかさ上げ補助を実施をしております。本年度の補助申請が出そろいましたので、不足額523万2,000円を増額して、総額で4,930万円余とするものであります。以上です。

○**建設課長** それでは、1ページおめくりいただきまして37、38ページをごらんいただきたいと思っております。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、1つ目の白丸、道路維持改良事業1つ目の黒ポツ、補修用資材200万円でございますが、道路上の穴等の通報が多数寄せられており、緊急的処置ではございますが、補修用資材で対応しております。今後の降雪等による破損も懸念されるため、補正をさせていただくものでございます。

続きまして次の白丸、道路維持補修事業、1つ目の黒ポツ、維持応急工事1,620万円でございますが、資料を用意いたしましたので配付してよろしいでしょうか。

○**委員長** これを認めます。

○**建設課長** 維持応急工事につきましては、年度当初より損傷した道路構造物について早急に対応させていただいているところでございますが、コンクリート構造物等の劣化箇所が多数あり、安全確保のため、緊急に対応したい場所について補正をさせていただくものでございます。

資料でございますが、位置図、状況、写真、またあわせまして概算の工事費を添付させていただいてございます。コンクリートの劣化、また凍上等によるものが多数出ております。こういったものを緊急で直したいということをお願いをしたいものです。私からは以上でございます。

○**建築住宅課長** 続きまして、ページをおめくりいただきまして39ページ、40ページをお願いいたします。5項住宅費1目住宅企画費、説明欄3つ目の白丸、空き家対策事業住宅ストック活用事業補助金624万4,000円につきましてです。本事業は、居住環境を整備することにより本市への移住または定住を促進するため、空き家の活用等に要する経費に対して2分の1を補助金として交付するもので、補助金の上限を空き家の片づけについては10万円、空き家の改修または解体等について50万円としているものでございます。さきの9月定例会において、今後の申請予定件数18件分を見込み中で532万円の増額補正をさせていただきましたが、当

初予算と合わせて1, 132万円で事業を進めておりましたが、現在の補助金申請件数が、片づけについては14件、改修については10件、解体については12件、合計36件、補助金総額が1,082万8,000円となり、予算をほぼ充足する状況となっております。今年度、残り4カ月弱の補助金の中で補助金の申請を予定している案件が、片づけが13件、改修が5件、解体が7件、合計で25件あり、予定されている案件分の増額補正をお願いするものです。なお、過去2年間で35件、1,310万5,000円を補助金として交付していますが、この補助金を活用した物件について、新築や移住等による固定資産税や個人市民税等の増収分をあくまでも平均的な増収額で試算したものでございますが、5年で補助した分は賄えるものと考えております。

続きましてその下、2目建築指導費、白丸、耐震対策等事業耐震補強事業補助金40万円です。この補助金につきましては、昭和56年5月31日以前に建築された住宅や特定建築物で耐震性を確保するために行う耐震改修や建てかえ等に対して、あるいは倒壊等の恐れがあるブロック塀の撤去や改修に対して補助を行うものですが、本年度におきましては、木造住宅の耐震改修等で9件、約900万円、ブロック塀の撤去で12件、70万円の補助金を交付決定しており、本年度の当初予算970万円を充足している状況です。特に本年5月に発生しました大阪北部地震で全国的に問題になりましたブロック塀につきましては、市民の関心が高まり、撤去費用の2分の1と基準額の低いほうの額で10万円を上限として補助を行うものですが、例年ですと毎年4件前後の申請がありますが、本年度につきましては12件と増加し、本年度中にさらに4件の申請希望があることから、ブロック塀等の撤去の補助金4件分、40万円の増額補正をお願いするものです。なお、補助金の2分の1の20万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金を充当する予定でございます。

以上、平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）につきまして説明させていただきました。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御意見、御質問ございますか。

では、私から先に。今のブロック塀の件ですけど、来年は当初、今年度よりも1.5倍にするのか、2倍にするのか、3倍にするのか、どうですか。

○建築住宅課長 今、予算の査定の中ですが、この状況を見まして、多少ふやした額で予算を盛っていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしく申し上げます。

では、もうちょっと関連で。新聞に載った鉄筋が入っているかどうか見る機械は、貸し出し状況ってその後どうですか。市民の関心が高くて、結構問い合わせが多いのかどうか。

○建築住宅課長 実際、件数は覚えていなきやいけないんですが、数件貸し出しをしているような状況で、思ったほど貸し出しはしていないような状況です。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。

○柴田博委員 今のブロック塀のところですけども、国の補正予算の関係で、エアコンの設置とセットになってブロック塀のこともあって補助が出るようになってきていると思うんですが、それを適用してこの20万円ということなんですか。

○建築住宅課長 県のほうで社会資本整備総合交付金の中で長野県計画というものがうたわれまして、そういう中で今回の事故を受けまして、県のほうで計画を見直しをして、その中でブロック塀についても計画の中にうた

い込んだ関係で、今回補正する分については、変更した後のものについては社会資本整備総合交付金が適用になるところで、今回20万円の充当をさせていただいたという経過でございます。

○柴田博委員 エアコンのほうは国の補正予算に関係するやつを前倒してやるために計画をつくってやっているということですけど、ブロック塀のほうは国の補正予算の関係は適用できないわけですか。

○建築住宅課長 原則は前倒してはなくて、あくまでも申請をして受けてもらってから対応になるということなものですから、新しくこれから着手するものについて補助を適用するというものになってまいります。

○柴田博委員 エアコンのほうは既にやったようなやつも対象になるみたいなことを聞いたこともあるんで、もうちょっと調べていただいて、補正予算のほう使えるのであれば、ぜひもっと研究して使っていただくようお願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

○篠原敏宏委員 36ページの松くい虫、この間一般質問でも話があって概要は承知しているつもりなのですが、139カ所の処理、これをやっていただく枯損木の処理、薫蒸処理の業者というふうに理解をしてよろしいか、それは市内に何社くらいこれをやる業者さんはいるんですか。

○森林課長（副事業部長） 業者区分は、造園業に該当するかと思います。実際枯損木の処理の経験があって、市内に住所を有する業者という認識でございます。以上です。

○篠原敏宏委員 薫蒸処理はそういうことであれなんですけど、今後の話の中でF・パワーとの関係ではチップ化するっていう現場が出てくるのではないかなと想定されますが、今現在チップ化をする、そういった現場はありますか。それとも計画として、今描いている中で、将来あっちへ持ち込める状態にする、チップー等を含めて、そういった体制は市内ではいかがですか。

○森林課長（副事業部長） 本市、被害の最先端地域でありますので、松本市、安曇野市あるいは筑北村と比較をしまして被害状況が非常に少ないという状況であります。今、県の動きの中では、安曇野市周辺に土場を設けてチップ化をしてみたいという話も聞いております。本市におきましては来年度、今、予算編成の中で協議をしておるわけでありましてけれども、樹種転換を集中的に図っていきたいという中で、当然土場も必要になってきますので、設けて対応してみたいという状況でありますので、枯損木の処理につきましては、今時点で具体的な計画は本市の中にはございません。

○委員長 ほかにございますか。

○丸山寿子委員 同じページの一番上のため池耐震化事業ですけれども、これにつきましては、ため池によっても違うのかもしれないんですが、どういう内容でどんな工事をしていくのか教えてください。

○農村整備担当課長 ため池の耐震化工事になりますけれども、今県営で行っておりますのがみどり湖の堤体補強の工事になります。東日本大震災のときに、福島県のアースダム、土で築堤してあるのが決壊したってことがありまして、基本的には土で盛ったようなタイプの堤の関係で耐震診断というのをできております。構造物でつくっているため池等は今、対象になっておりません。あくまでも土の堰堤、そういうので耐震診断をしまして、そのときの判断によりまして補強工事を行う。みどり湖の場合は池の内側、そちらのほうに堤体が滑り破壊を、レベル1、震度5弱強の地震が来たときに内側に滑ってしまうという形の判断が出ましたので、みどり湖の場合は内側のほうの堤体補強といって、そちらのほうを押さえ盛土、厚盛りをしまして堤体を厚くしているっ

という形になります。

今度、次に行いますのが、小坂田池のほうの、県営でまた始まりますけれども、小坂田池のほうは逆に外側に滑るというような判断が解析の結果出ましたので、外側に押さえ盛土をするという、そういう形になります。それは耐震診断をして、それぞれでまた工法を決めていくという形になります。

○丸山寿子委員 ちょっとよく聞き取れなかったのか、さっき北小野とか片丘地区の池のことを言ったと思うんですけど。

○農村整備担当課長 今ちょっと耐震補強の関係とと思ったんで間違えました。ため池のハザードマップのほうになります。洪水シミュレーションみたいなものですね、河川でやっているような。もし堤体が決壊した場合に、池の水がどのように落ちていくかというような形になります。

○丸山寿子委員 ハザードマップってさっきもおっしゃったんですけど、ハザードマップをつくるだけってことなんですか。

○農村整備担当課長 基本的にはハザードマップをつくるだけでございます。西日本豪雨の災害を受けまして、多分、国県のほうでまた指針が変わってくると思いますので、今後事業化がどうなっていくかというのはちょっとまだ未定なんですけれども、県のほうでは防災重点ため池の見直しを行っていきたいという意向がありまして、その前段としてまずハザードマップがどうかという形で相談を受けてございます。

○丸山寿子委員 先ほど挙げたところはその対象ということなので、それはハザードマップをつくった後、地元はその情報を流して注意を促すというふうに考えればいいわけですか。

○農村整備担当課長 そのようになります。耐震事業のほうも、みどり湖とか小坂田池のときも同様にハザードマップをつくりまして地元のほうに周知を図ってまいりましたので、同様にそういうふうにしたいと思います。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結して自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

10分間休憩をとりまして、先に請願の審査を行いたいと思います。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願12月第2号 高ボッチ高原の施設改善について市に要望をする請願

○委員長 先に請願の審査を行います。平成30年12月第2号高ボッチ高原の施設改善について市に要望をす

る請願について審査をいたします。事前に文書表が配布されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日は紹介議員並びに議会基本条例第7条4項に基づき請願者に出席をいただいております。ここで請願についての説明を求めます。

それでは、自己紹介も勝手ながら、きょうは自然保護ボランティアの代表世話人の土川正美さんと事務局長の守屋喜久男さんがお見えです。それでは自己紹介の上、説明をお願いいたします。

○請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人） 塩尻市自然保護ボランティア代表世話人をしております土川正美と申します。よろしく申し上げます。

○請願説明員（自然保護ボランティア事務局長） 同じくボランティアの事務局長をしております守屋喜久男と申します。よろしく申し上げます。

○請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人） それでは、本日は高ボッチ高原の施設改善について市に要望する請願ということで提出しまして、その説明をこのプリントにありますように、これを朗読して説明申し上げまして、その前に訂正が2カ所ありますのでお願いしたいと思います。請願書の上から本文の10行目のちょっと右側の、テント泊をする人もという部分がありますが、テント泊をの「を」がカタカナになっておりますので、これをひらがなに訂正していただきたいと思います。それからもう1カ所は、下の記という項目の1、2、3、4とあって、1の項目のトイレ（特に女性用）を洋式に改修という「洋」の字、これが様ってという字になっておりますので、これを太平洋の洋に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、高ボッチ高原の施設改善について市に要望する請願の朗読をしまして説明にかえさせていただきます。

私達は、塩尻市内の自然保護活動を行っているボランティア団体です。高ボッチ高原を中心に活動し、市と提携して高ボッチ高原自然保護センターの管理運営も行っております。日々高原を訪れる市内外の観光客に接し、環境保全の業務を続ける中で、当会会員が求める下記のような高原の施設改善を塩尻市議会から市当局に対し要望していただくようお願いいたします。

近年、高ボッチ高原はSNS、コミック雑誌、アニメーション映画等で全国に紹介され、人気が高まって来訪者が急増しております。朝日、夕焼け、星空、レンゲツツジ等、数多くの植物群と自然観察を楽しめる高ボッチ高原の特徴から、訪れる目的も方法も年齢も多様となっています。多くの方にこの高原が知られ、訪れていただくことは私達にとっても喜ばしいことではありますが、一方、以下のような現状に憂慮しています。

朝焼け、夜景、花火などを見るため、ビューポイントや駐車帯に車中泊やテント泊をする人もふえ、24時間高原上に観光客が存在しています。私たちは日中のみ管理に当たっているため、夜間の管理は誰も行っていません。日中も担当者が1人の場合には、センターを離れて見回ることはできません。第二駐車場には、7月から毎日二、三台の中型バスが訪れ、30名から50名の観光客が14時から15時30分ころまで高原を散策して帰っていきます。このツアーは10月末まで続きました。その際、高齢の女性や幼児連れの親から、トイレが和式便器であることと数の少なさについて、しばしば苦情を言われます。8月の観光草競馬の際には、臨時トイレが設置されているものの、諏訪湖花見大会、全国新作花火競技大会には100台以上の自家用車が駐車するほど来

訪者があり、トイレが不足しています。花火を見に来る方への注意事項は何カ所かに掲載されていますが、当日の夜間は事実上管理されていません。私たち自然保護ボランティアは、その対応を検討してまいりました。以下の事項について、塩尻市長に対して要望していただくようお願いいたします。

記1、トイレ（特に女性用）を洋式に改修して増設すること。

2、高ボッチ高原内のビューポイントや展望広場などへのマイカー進入防止策と野営防止策を講じること。

3、高ボッチ高原にモニュメント等を建立する場合は、厳しい自然条件を考慮して、風化しにくい自然石を使用する等、高ボッチ高原にふさわしいものを設置すること。

4、高ボッチ高原自然保護センター付近に火災に備えて消火設備を設置すること。

以上でございます。何か疑問がありましたら、御質問になっていただければ、知っている範囲でお答えしますのでよろしく申し上げます。以上です。

○委員長 それでは、委員より御質問、御意見ありますか。

○篠原敏宏委員 御苦労様です。2点ほどお伺いしたいと思います。要望事項の一番最後の火災に備えて消火設備をということがありました。ここで言われている設備はどんな設備を想定されていますか。

○請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人） こういう設備については、私ども素人でありまして、わかりませんので、過去に火災で山小屋が2件燃えているんですね。そういうこともありまして、無人のときが心配ですので、もし何かの場合、火災があったときに、誰でも火災が起きたときに消火できるような簡単でスピードのあるような消火設備ならいいと思いますが、具体的には申し上げられません。

○篠原敏宏委員 自然保護センターの建物の火災等が心配、これはそのとおりだと思います。それと、もう一つ、周辺の草原含めて、たばこの火とかで山火事、林野火災、こういう心配もあると思うのですが、ここで言われるのは、とりあえずは自然保護センターの。

○請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人） そうですね。消火設備というのは、あそこにある自然保護センターが私たち一番心配になるわけですね。例えば、その近くにテント泊したり、車中泊している人が何か火を、直火というものは、木質の直火は禁止になっておりますけれども、中にはそういうことを知らなくて、アニメやあいうものを見て、それをまねするんですよ、たき火しているところを。それで、やる人を注意はしますが、いないときには、たき火をしている人もおりますので、それが燃え移ることが心配なんですよね。そういうことで、それに対応できるような設備だったら結構だと思います。

○篠原敏宏委員 もう1点。冬期間の利用の実態とか、これは道路を、高ボッチ線をいつ閉めて、あるいはいつ開けるかっていう、これは議会の中でも話題になったこともありますし、建設課のほうでもかなり苦慮されて対応されていますが、冬の管理というのは、自然保護団体としてはどんな御認識ですか。

○請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人） 今の冬の管理については、私ども市と契約をして管理運営をしておるわけでありまして、大体主にシーズン中、高ボッチがことし開館したのが4月の29日ですね。それから、ことしは閉館したのが11月の5日です。それまでの間で、冬期については、しっかり防雪扉を施錠して、こちらの管理下にありませんので、もし市の担当者の方で、このことについてわかっているならば、説明していただきたいと思います。

○篠原敏宏委員 私も寒い時期に、まだ降雪がないということで、上がれるってことで上がって行って、景色を

眺めに行ったことがあります。トイレの、特に自然保護センターの周りに、憂慮すべき状況だということを見てまいりました。冬の間も観光客の皆さん行かれます。それで、どうやって登っていくかにもよるんですが、トイレがないというのが本当に深刻な状況にあるというふうに、私も本当に思いますので、冬期間を含めた対策が、私も必要だと思います。これは私の意見として。

○**請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人）** 一言いいですか。そのことについて、トイレの問題は、私も奈良井宿、ちょっと横道それますが、黎明期のころ、45年のころから向こうにいたものですから知っていますが、non・noとかan・anとか週刊誌や旅行雑誌に載りますと、大勢来るんですよね、まだ観光地しないころ。それで一番困るのがトイレで、民間の駅しなくてね。大変困ったことで。まず、一番最初にやったことがトイレの設置ですね。それで、高ボッチ高原は、できればゲートを開けてあるうちは、トイレがちゃんと使えるようにしておくということが大事だと思います。しかし、冬期になると、水道が凍ったり、水が出ないということで、多分今の時期は、簡易トイレになっていますけれどね。私も行ってみると、中がちょっと使えるような状態じゃないんですよね。水が出ないし、あそこは掃除をする人もいないんですよね。市のほうでどういう管理しているか、私もよく知りませんが、たしかあそこへ行けば、女性の方だったら使うと嫌になるような、そういう状態になっています。それで、今のトイレというのは簡易トイレで、ボックスだけ置いて、それから、パイプ式の便座を置いて、それから、そこへ袋をかけて、それが終わったらきちんと二重に閉めて回収ボックスへ入れると、そういうのが今最近では山小屋の常識になっておまして、非常に衛生的でおいもしい、いいんですけれどね。もし市で、そんなようなことを研究していただいて、経費もそんなにかからないのだったら、そういうもののほうが使いやすいということもありまして、できればゲートを閉めた段階で、トイレは使えない状態になりますので、開けてあるときには、トイレはちゃんと使える状態でやっておいていただきたいと思いますが。

○**委員長** 済みません。ちょっときょう時間もありますので、簡略してお願いいたします。

○**請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人）** ボランティアとしてはトイレとゲートは、同時にやっていただきたいと、そのように思います。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。ほかに、委員より。

○**柴田博委員** 請願項目の3番のところに、モニュメントの話が書いてあるんですけど、これは具体的に何か計画があるわけなんでしょうか。

○**請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人）** モニュメントをやるということは、これは私のほうとは直接関係はありませんが、市のほうで内々的に聞いたのでは、近々に頂上付近へモニュメントを建てるようなことを耳にしましたので、そういう場合には、過去にもあったような、プラスチックだとか貼りつけをしたりいろいろしても、冬はマイナス20度30度になりますので、水が入って凍み割れて、非常に悪い状態になりますので、そのことについて、もし建てるのであれば、半永久的に耐えるような、そういうものを作っていただきたいと、そういうことであります。

○**委員長** いいですか。ほかにございますか。

○**丸山寿子委員** トイレのことですけれど、世話人の皆様、本当にボランティアの皆さん、日頃大変御苦労いただきましてありがとうございます。あとのほうでお聞きをしたいんですが、先に市のほうに確認したいんですが、今馬場のほうには女性のトイレは洋式がございましてけれども、過去にはなかった中でできてきて、冬期の

凍みることの対応も考慮していたのかどうか、その辺、今あそこにあるトイレっていうのはどのような状況なのか、先に教えていただきたいのですが。

○**観光課長** 高ボッチのトイレの現状について御説明いたします。高ボッチ高原は、競馬場の隣の第一駐車場、それから、山頂の下の第二駐車と2つの駐車場がございまして、それぞれにトイレを設置しております。両方のトイレとも、男子トイレが小用が1つ、大が1つ、女性トイレが2つ、それと、多目的トイレということで様式のトイレが1つ、両方とも構成としては同じになっております。現在の状況ですが、先ほど話にありましたように、冬期の凍結の期間に入っておりますので、仮設のトイレを、両方の駐車場に2基ずつ設置しております。以上です。

○**丸山寿子委員** ボランティアの方のほうにお聞きをしたいと思います。今も説明ありましたが、私たちも高ボッチの草競馬のときは、仮設トイレのほかにも、洋式のほうに、皆さん使いやすいので行きたいというのは、非常によく見てもわかる場所でもありますけれども、この請願でいきますと、自然保護センターのほうの充実のことを主におっしゃっているかなというふうには思うんですけども、洋式トイレ、どんなふうに設置のイメージなのか、まずその辺を1点お聞きをしたいと思います。ボランティアの立場からお願いします。

○**請願説明員（自然保護ボランティア代表世話人）** 知っている範囲でお答えしますが、私たちボランティアでことしもシーズン中は3日にあげず行ったんですけども、バスが来ると、二、三十人來ますと、まずはトイレ休憩みたいなものでトイレ行くわけですね。皆さんも旅行したことがあると思いますけれど、バスや電車から降りるとトイレへ行って、それが列ができて、なかなか待っている人を見ていると、見るに見かねるという状態でありまして、普通山小屋でしたら、洋式なんていう贅沢を言わなくても、山へ本格的な登山をしている人はどこでもトイレができるわけです。体力もあるしね。しかし、高ボッチ高原というところは、本式な登山をする山じゃなくて、一般の子供からお年寄りがバスに乗ってきて、景色を眺めながら楽しむという、そういう高原でありまして、本格的な登山の場所じゃないので、そういうことから考えると、お年寄りから子供が容易にトイレができるような設備というものを、私はいんじゃないかと、上高地とか千畳敷のああいうところは、本格的な登山者の行くところっていうのは、全然またトイレが違いますよね。水さっと流せばぱっと掃除ができるような簡単なものです。その代わりに、用を足す場合には、ちゃんとある程度体力のある人じゃないとできないということです。そんなようなことで、あそこは子供からお年寄りが容易にできるようなトイレにしていただければ幸いです。以上です。

○**委員長** 手短かにできればお願いします。

○**丸山寿子委員** 冬期のこととかもあるので、全ての観光にいらっしゃる方の希望にすぐ応えられるかっていうところは非常に難しいところもあるかとは思いますが、現在のままでなくて、研究していただいて、さらにトイレについては配慮していただくところをまず、私は意見として申し上げておきたいと思います。

○**柴田博委員** 市のほうに確認していただきたいんですけど、道路が閉鎖されるまでの間は、今設置されている仮設のトイレが使用できるということで、そういうふうに考えているということでもいいわけですか。

○**観光課長** 冬期間ずっと使用できる状態になっております、仮設トイレにつきましては、道路閉鎖後も上がられる方がいらっしゃいますので、その方たちも使用できるような状態になっております。

○**柴田博委員** その場合、閉鎖後の場合ですけど、トイレの管理等はどうされているわけですか。

○**観光課長** 特にしておりません。春の道路の開通にあわせまして、上がって管理をするような形になっております。

○**柴田博委員** そうすると、その時期によって違うと思いますが、当然トイレが使用できない状態のまま放置されるということもあるということですか。

○**観光課長** 状況によってはそういうことはあるかとも思います。

○**永井泰仁委員** 要望のこの願意はよく理解もできるし、本当にやるとすれば、この要望されている4項目随時ということで、特にトイレがということのようですが、どちらかという市のほうへお聞きをしたいわけですが、電気もない、水もないというところで、快適なトイレを準備しなければいけないということで、非常に大変かと思いますが、仮に今トイレを1基洋式にして使えるような改修とか増設すると、どのくらいの工事費がかかるか、試算でも概算でも何か検討されていたら金額をお願いしたいと思います。

○**産業振興事業部長（産業政策・観光担当）** 冬期間云々という話でありますけれども、和式を洋式に変更する場合、小坂田公園で、昨年度くらい改修したのが、1基当たり60万円という見積もりを持ってやっておりました。ただ、ウォームレット、暖房便座とかついでに値段ですので、10万円くらいは安くなるかもしれませんが、水洗がうまくつながるかとか、そういった部分もありますので、あくまでも目安で、改修するだけだったら50万円、そのあとの維持管理は別だよという見方をお願いしたいと思います。

○**永井泰仁委員** この要望事項は、御無理ごもつともじゃないかというふうに私も理解していますが、国定公園ということもありますけれども、年々塩尻市に來たり、あるいは高ボッチ高原も有名になってきているものですから、何とかまずはトイレが快適に使えるような方法で、しかも、普通のところと違うしするものですから、当然ある程度の工事費も高くかかるとは思います。市のほうも、これから冬期も年間通して使えるような形のものを、またしっかりしたいろんな方式が出てきていると思うので、検討して、これはまた市のレベルアップ、あるいは、トイレ文化とも言われている時代ですから、何とか前向きに取り組んでほしいなど、私も思います。以上です。

○**委員長** 意見ということでいいですか。では、質問については打ち切ってよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、委員それぞれより御意見をいただきたいと思いますが、どうでしょう。請願ですので、採択、不採択。

○**副委員長** 私も国定公園という公園上の制限があるとしても、請願の事項につきましても、御無理ごもつともだなというふうに思っております。ボランティアで管理をしているにもかかわらず、しばしば苦情を言われるというようなことであっては、ボランティアの皆さん方に非常に寂しい思いをさせているのだらうなということを感じるわけであります。特にトイレについては、冬期間も利用できるような形での整備が必要だらうな。国定公園ですので、当然やるについては、県との協議にならうかと思いますが、ぜひ積極的に進めていただくように、私からも要望しておきたいと思います。

○**委員長** ほかに。

○**柴田博委員** 私も、この4項目については当然だというふうに思いますので、採択して、議会として市のほうに要望していったほうが良いと思います。それと一つ、市のほうで、冬期間も道路が閉鎖された後もトイレを使

用していいという形にするのであれば、それなりのその間の管理、それから清掃等も、当然市のほうでやらなければいけない問題だというふうに思いますので、この請願と直接は関係あるかどうかはわかりませんが、市のほうで積極的にもっと高ボッチ高原のトイレについては研究し、改善していくことを強く求めたいと思います。

○篠原敏宏委員 私もこれはこのまま採択するものだと認識する中で、特に今出ております冬期間の対策、これは担当としても非常に頭の痛い課題だとは思いますが、全国の山小屋等の現状を見ますと、非常にトイレの研究が進んでおります。いろんな形の、バイオも含めた、水のいらぬトイレ、これがかかり開発されて進んでおりますので、ぜひこれを研究していただいて、快適な環境を一刻も早く、これ喫緊の課題であるという認識しますので、よろしくお願いをしたいと思います。私は賛成です。

○丸山寿子委員 私も請願に対して採択すべきというふうに思います。まだまだ研究する余地もあり、対応するのに大変なところもあるとは思いますが、本当に開発されていない唯一の高原というような表現もされていたり、ふと気づくと、カレンダー、山梨、静岡だけでなく、一つだけ高ボッチから撮った富士山が入っていたりとか、私たちの知っている以上に注目されているところであると思いますので、よりよい環境になるように、市のほうとしても最大限の努力していただくようお願いしたいと思います。

○永井泰仁委員 採択に賛成です。

○委員長 発言の漏れはございませんか。よろしいですかね。

それでは、各委員から採択という意見が出されておりますので、平成30年12月第2号高ボッチ高原の施設改善について市に要望をする請願につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願平成30年12月第2号高ボッチ高原の施設改善について市に要望をする請願については、全員一致をもちまして採択することに決しました。

それでは、特に意見書等は出すということになっていませんが、委員いかがでしょうか。要望書等はどのようにしましょうか。いいですかね。各委員のほうから特にそういう要望がないということであれば、わかりました。

○産業政策課長 先ほど、議案3号、4号の審議の中で、お答えできなかった3項目について、答弁をここでさせていただきます。

まず、議案第3号塩尻インキュベーションプラザの条例改正でございますけれども、全35社のうち、3年以上入居していた企業は何社あるかということでございますが、23社、今までに3年以上入居した企業がございました。

続けて4号のほうもよろしいでしょうか。

○委員長 続けてお願いいたします。

○産業政策課長 では続きまして、議案第4号地場産センターの指定管理者の指定の中でございますけれども、償却資産のうち、地場産センターに残るものはどれかという質問でございますけれども、一品明細ですと、償却資産70品目ございます。そのうち建物附属設備と構築物、これは土地も建物に附属しますので、市のほうで受けます。機械器具、こちらのほうは地場産センターに残ります。主なものとして、パソコン、机、キャビ、あと除雪機、レストランの厨房設備、そういったものが主な資産になります。

続きまして、もう一点、成田空港の免税店にブースを借りている状況でございますけれども、本年9月からブースを借りておまして、今のところ、1メートル幅の棚を3段お借りして、25品目の漆器製品を売っていると、成田空港の出国側のお店の中を、業者を介して一角を借りていると、そういう状況でございます。私からは以上です。

○**委員長** これについてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、時間もございませんので、次に進みたいと思います。

議案第9号 平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

○**委員長** 議案第9号平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、別冊の議案第9号平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第2条の収益収入及び支出につきまして、支出では、水道事業費用を1億1,600万6,000円減額して、1億7,287万2,000円にするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきましては、今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額への補填財源の内訳を改正するものでございまして、今回の補正のほか、9月議会におきまして、29年度決算の認定と未処理利益剰余金の処分が決定したことにより、過年度分損益勘定留保資金1億4,437万4,000円を9,792万1,000円に、当年度分損益勘定留保資金4億8,835万5,000円を3億5,704万2,000円に、減債積立金1億7,776万6,000円を加えるものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、4月以降の人事異動に係る人件費関係の補正に伴い、職員給与費を7,135万5,000円減額して、1億3,791万2,000円に改めるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。説明明細書になります。それぞれ担当課長から説明いたします。

初めに、資本的収入及び支出の3条予算でございます。このページ以降、また、このあとの10号の議案、下水道事業会計の補正予算におきましても、人件費に係る補正がございますが、人事異動に伴う人件費関係の補正でございますので、説明のほうは省略させていただきます。私からは以上です。

○**上水道課長** それでは引き続きまして、同じく9ページ、21款1項2目配水及び給水費、23節の修繕費をお願い申し上げます。これにつきましては、給配水管の漏水等によります工事修理費の増加に伴いまして、今後の修理費を見込みまして6,440万円の増額をお願いするものです。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、10ページをお願いいたします。一番下の2目消費税の4,701,000円の減額につきましては、今回の補正による給配水管の修繕費の増に伴い、納付する予定額が減額となるため補正するものでございます。

続きまして、ページ戻りまして6ページをお願いいたします。予定損益計算書をお願いいたします。損益計算書は3条予算に係る計算書でございまして、税抜きで記載してあります。今回の補正により、2の営業費用は、人件費関係の補正によりそれぞれ変更となるほか、(2)配水及び給水費では、修繕費の補正と、平成29年度か

ら繰り越しとなった分を加え、営業費用合計で14億4,901万2,000円となります。このことにより、営業収益から営業費用を引いた営業利益は、3,961万4,000円減額の1,179万7,000円となります。

また、その下の3、4の営業外収益費用は変更がありませんので、経常利益は同額減の1億3,126万3,000円となります。

その下の5、6の特別収益損失も変更がありませんので、当年度純利益は同額減の7,267万2,000円となります。

また、その下の前年度繰越利益剰余金は、9月議会の処分の決定により、0円となっております。

その下のその他未処理利益剰余金変動額につきましては、4条予算の補填財源として使用する減債積立金1億7,776万6,000円を、ここに計上してございます。

最終的に、一番下の前年度未処理利益剰余金は、1億351万減額の2億5,043万8,000円を予定するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 9ページの修繕費の、今説明されたこの給配水管の修繕費ですが、644万円でしたか、主だった修理の場所がわかっていたら説明してください。

○上水道課長 現在のところ、給配水管、それから本管につきましては、約87件ございます。市内各所になりますので、大きなところということで、1件につきましては、野村の角前工業団地、このところでダクタイル鋳鉄管の接合部で漏水がございました。その他大きな工事があまりございませんので、大きなところでは大体40万円程度の工事ということで、市内各所ということでお願い申し上げます。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、ないので自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第10号 平成30年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第10号平成30年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第10号平成30年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第2条の事業の予定量でございますが、下水道設備耐震化推進事業につきまして、国庫補助金の事業の増額内定に伴い、2,500万円を増額して、2億110万円に補正するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では、下水道事業費用を277万6,000円減額して、26億8,290万4,000円に補正するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では、資本的収入を2,440万円増額して、14億4,647万9,000円に。ページをめくっていただきまして2ページになりますが、支出では、資本的支出を2,446万8,000円増額して、23億4,282万8,000円にするものでございます。ページ戻っていただきまして、この補正により、4条の本文中の括弧内に記載してあります不足額に対する補填財源の内訳を補正するものでございまして、今回の補正のほか、9月議会におきまして、29年度の決算認定と未処理利益剰余金の処分が決定したことなどにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億9,628万1,000円を8億9,634万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,698万4,000円を2,790万6,000円に、減債積立金2億3,430万3,000円を加え、過年度分損益勘定留保資金2億8,047万円を1億9,699万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金5億8,882万7,000円を4億3,714万8,000円に改めるものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。第5条の企業債につきましては、下水道事業耐震化推進事業の補正により、次の財源である企業債の借入金を1,190万円増額しまして、補正前の8億3,000万円から8億4,190万円にするものでございます。

次に、第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、人件費の関係の補正に伴い、職員給与費を237万4,000円減額して、9,302万円とするものでございます。

続きまして11ページをお願いいたします。説明明細書になります。初めに、収益的収入及び支出の3条予算でございます。それでは、12ページのほうをお願いいたします。3目の消費税93万4,000円の減額につきましては、今回の補正により、納付する予定税額が減額となるため補正をするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の4条予算でございます。企業債の1,190万円の増額及び、その下の4項の国庫補助金の1,250万円の増額につきましては、下水道耐震化推進事業に係る国庫補助事業の内定額の増額に伴い、それぞれ補正するものでございます。私からは以上でございます。

○**下水道課長** それでは、引き続き14ページをごらんください。資本的収入及び支出のうち、支出でございます。41款1項1目26工事請負費でございますが、補助事業の下水道施設耐震化推進事業の増額内示によるもので、東部汚水幹線の高出地区の管径800ミリの汚水管に可とう性継手を設置するために2,500万円の増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** ページ戻りまして、8ページをお願いいたします。下水道事業予定損益計算書になります。今回の補正によりまして、2の営業費用は人件費関係の補正により、合計で185万3,000円減額の22億3,043万1,000円になります。これにより、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は同様に、185万3,000円の減額の3億4,619万3,000円になります。

また、その下の3、4の営業外収益費用は変更がありませんので、経営利益は同額増の6,183万8,000円となります。

その下の5、6の特別収益の損失変更がありませんので、当年度純利益は同額増の6,146万9,000円となります。

その下の前年度繰越利益剰余金は、9月議会の未処理利益剰余金の処分の決定により、0円となっております。

その下の、その他未処理利益剰余金変動額に、4条予算の補填財源として使用する減債積立金2億3,430万3,000円をここに計上をしてございます。

最終的に、一番下の当年度未処理利益剰余金は、1,877万1,000円減額の2億9,577万2,000円となっております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、委員より質疑を行います。御質問、御意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛して、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上です。行政側から何かありますか。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査について、お願い申し上げます。本委員会所管の各事業部、大変重要な案件を抱えております。従いまして、閉会中の継続審査について、お願いを申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査について申し出がありましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案分につきましては、委員長に御一任を願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての案件につきまして御了承をいただきました。大変ありがとうございました。寒さも厳しくなるところでございます。各委員の御自愛をお祈り申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 それでは、以上をもちまして、12月定例会産業建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後12時11分 閉会

平成30年12月17日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印